

第 1.1 版



みどり区まちづくり住民協定



平成21年11月

みどり区まちづくり委員会

みどり区まちづくり住民協定

〈前文〉

私達が日々暮らすみどり区の地域は、遠くに、富士山、八ヶ岳連峰、槍、穂高連峰が眺められ、近くは、田、畑、町並みなど、私達の日常に親しみのあるふるさとの景観となっています。ところが、地域の道路等の整備が進むに伴い、沿線地域の開発が予想されます。

私達は、みどり区が区彰に表現されている「花とみどりに包まれた美しいまち」として発展していくために、人と車の共存できる街路、安全で住みやすいまち、青少年の育成に望ましい環境づくりを目指し、真に豊かな地域社会を次世代に継承していくことを基本として、本住民協定を締結します。

〈目的〉

第1条 この協定は、みどり区における、建物や工作物の建設、土地の開発等を行う場合の基本的合意事項を定めることにより、私達にとって望ましい環境の維持と、真に豊かな地域社会をつくることを目的とする。

〈名称〉

第2条 この協定は、みどり区まちづくり住民協定(以下協定という)と言う。

〈区域〉

第3条 この協定の区域(以下協定区域という)は、諏訪市みどり区の行政区全域とする。

2 前項に定める区域は、別図「協定区域図」のとおりとする。

〈協定の締結〉

第4条 この協定は、協定区域内の居住するものの、概ね3分の2以上の合意により締結するものとする。

2 この協定に合意するものを協定者という。

〈まちづくり基準〉

第5条 真に豊かな地域社会をつくるため、まちの安全および環境整備のため、別表のとおり、まちづくり基準を定める。

2 協定者は、この基準を遵守しなければならない。

〈有効期間〉

第6条 この協定の有効期間は、5年間とする。ただし、協定者の過半数に廃止の意思がないときには、さらに5年間延長するものとする。

〈委員会〉

第7条 この協定の運営に関する事項を処理するために、みどり区まちづくり住民協定運営委員会(以下委員会という)を設置する。

- 2 委員会には若干名の委員をおき、委員の互選により委員長1名、副委員長1～2名を選出する。任期は1年とし、再任は妨げない。また、必要に応じて顧問をおくことができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。また、協定者からの要請により、委員長が必要と認めた場合にも開催することができる。
- 4 委員会は、協定者以外の者に対し、必要に応じてまちづくり基準を遵守するよう要請できるものとする。
- 5 委員会は、協定区域の美観を損なうと認められる建物や工作物の補修、移動または撤去、樹木の伐採等について、協定者に要請できるものとする。

〈協定の変更および廃止〉

第8条 協定区域、まちづくり基準、有効期間の変更、および、この協定の廃止は、協定者の過半数の合意によるものとする。

〈協定への加入〉

第9条 協定区域内の住民で協定に賛同する者は、委員会に対して、賛同の意思を表示することにより、協定に加入することができる。

〈補足〉

第10条 この協定に規定するもののほか、協定の運営に必要なことは委員会において別途定める。

附則

- 1 この協定は、平成21年12月14日より効力を生ずる。

別表:まちづくり基準

別図:協定区域図

(別表一1)

まちづくり基準

みどり区まちづくり住民協定にふさわしいまちづくりをするために、以下の基準を設け、住環境の維持、向上を図る。

◎まちづくりの方針

- 1) みどり区の名にふさわしい、水と緑を生かしたまちづくりをする。
- 2) 人に安全で、住みやすいまちづくりをする。
- 3) 青少年の育成に望ましい環境づくりをする。
- 4) 建築物や工作物の色彩や形など、景観に配慮したまとまりのあるまちづくりをする。

◎区分

県道諏訪辰野線(湖岸武津線)両側の路肩より30m幅と市道横湾線のみどり区側の路肩より30m幅を、沿道地域(A)とし、
その他の地域を、一般地域(B)とする。

◎建築物に関する基準

- 建築物の高さは、地階を除き3階以下の高さとする。また、まち並みや山並みなどの眺望を確保する。
- 建築物や工作物は、できるだけ道路から後退させ建設する。
- 外壁および屋根の色は、原色に近い色を避け、できるだけ落ち着いた色調を用いる。

◎野外広告物

- (A)の沿道地域では、諏訪市屋外広告物条例の許可地域と、(B)の一般地域では、諏訪市屋外広告物条例の禁止地域と、同等の規制とする。
- 刺激的な色彩または装飾を用いることにより、美観風致を損なうものは避ける。
- 屋外広告物のうち、次のいずれかに該当するものは、委員会の承認を受けて表示することができる。
*冠婚葬祭、祭礼、その他営利を目的としないもので、一時的に表示するもの。
*交通安全、防災警報、公衆衛生、その他協定者の利便に供するもの。

◎緑化

- 豊かな自然を生かし、緑化に努める。
- 墀は、生け垣が望ましい。
- 沿道、駐車場に面する敷地についても、安全に配慮しながら緑化に努める。

◎清掃・美化

- お互いに協力して清掃美化に努める。
- 河川、水路の浄化、美化に努める。
- 生活のゴミは、決められた時間を守り、決められた場所に集積すること。

◎施設・設備

- 遊技場や風俗施設など青少年の育成に望ましくない建物や工作物の設置、および、その為の土地としての使用をしない。
- 公園などの施設の整備および維持管理を行う。
- 安心して歩ける街路の整備をする。



